

● 令和4年分以降の退職金について

退職金に対する税金は、事業所得、給与所得等の総合所得とは分けて（これを「分離課税」といいます）、以下のように計算されます。

$$(\text{退職金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 \times \text{所得税} \cdot \text{住民税の税率}$$

退職所得控除額は以下のように計算されます（勤続年数は1年未満の端数切上げ）。

勤続年数20年未満	40万円×勤続年数
勤続年数20年以上	(70万円×勤続年数) - 600万円

税金のかかる対象が、「退職所得控除額」を引いて、さらに1/2となるので、税金の負担はかなり低くなります。ただし、法人役員で勤続年数5年以下の場合、この1/2課税は適用されません。また、令和4年分からは、法人役員以外でも勤続年数5年以下の場合は、（退職金額－退職所得控除額）が300万円を超える部分について、1/2課税が適用できなくなります。退職金額と、所得税・住民税合計の早見表は以下の通りです。

(万円)	1・2年		3年		4年		5年		
	役員	他	役員	他	役員	他	役員	他	
退職金額									
100	3	1.5	—	—	—	—	—	—	
250	26	13	20	10	14	7	8	4	
500	84	45	72	37	60	29	51	23	
1000	245	193	230	179	216	166	203	154	
退職金額	6年	8年	10年	15年	20年	25年	30年	35年	40年
250	0.7	—	—	—	—	—	—	—	—
500	20	14	8	—	—	—	—	—	—
1000	72	60	51	30	15	—	—	—	—
1500	148	136	124	93	63	26	—	—	—
2000	230	216	203	169	139	86	41	11	—
3000	446	429	411	367	324	247	186	131	78
4000	670	650	630	586	542	466	389	313	236

■ 税務カレンダー

	内容	備考
7月		
8月	個人事業税納付（第1期） 個人住民税納付（第2期）	

(注) 法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内
 個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日
 源泉所得税の納付期限は、翌月10日(納期特例は上期7月10日、下期1月20日)。
 住民税納付（普通徴収）については、上記と異なる地域があります